## 会報 No.04

伊豆スカイライン別荘地オーナーの会共同代表 (アイウエオ順) 大髙 野平 堀越 三浦 渡邉(清)

# 環境影響評価手続きを強行実施!

### 伊豆スカC.C.発電所計画大幅な変更内容を説明しないまま

伊豆スカイラインC. C. 発電所の設置を計画する㈱ブルーキャピタルマネージメント(以下「BC M」)は、6月26日の説明で、事業計画を大幅に見直し、「事業区域の拡大を検討、新たに約9haの伐根・造成工事を予定する、発生する3万8千㎡の土砂は区域内に盛土する」等、県に提出した第2種事業届書の内容の大幅な変更を検討(裏面参照)していますが、「詳細は行政と協議しないと回答はできない」と無責任な対応に終始しました。

私たちは、責任ある事業計画を立案し、近隣住民へ説明したうえで、環境アセスの手続きに入ることを申し入れ、BCMはこれを踏まえ、次回の説明会で回答する旨を表明していましたが、8月3日、BCMはこの表明を事実上反故にし、事業スケジュール、民間企業の立場を理由として環境影響評価方法書の手続きを行うことを唐突的に通告してきました。このため、8月5日、オーナー会共同代表及び㈱エンゼルフォレストリゾートは、抗議の申入れを行いましたが、BCMは私たちの当然の主張を無視し、環境アセスの手続きを強行することが判明しました。

私たちは、このようなBCMの横暴な行為は断じて許すことはできませんが、環境影響評価の手続きは、事業者(BCM)の裁量の範疇となっており、かつ県の環境アセス担当は「事業計画内容に変更があっても、方法書等書類が整えば手続きを認めざるを得ない。変更内容については、方法書に対する意見として提出していただきたい」との見解を示しており、環境アセスの手続きの強硬は避けられない事態となっています。

私たちは、このような状況を踏まえ、BCMの横暴な環境影響評価の手続きに対し、環境影響評価方法書の説明会でBCMの強行実施に抗議するとともに、伊豆スカイラインC.C.発電所の悪影響に対し数多くの意見を提出し、県知事の見解を求めたいと考えます。

#### 【環境アセス方法書の縦覧、説明会日程】

- ・方法書縦覧 2021年8月25日(水)から同年9月27日(月) 場所 伊豆市役所本庁及び各支所、伊東市、伊豆の国市
- ・方法書説明会 2021 年 9 月 17 日(金) 18 時~20 時、同年 9 月 18 日(土) 10 時~12 時、同日 18 時~20 時場所 伊豆スカイラインカントリークラブ
- ・方法書に対する意見書の提出 2021年8月25日(水)から同年9月27日(月)縦覧場所に投函若しくは事業 者着宛て10月11日消印有効で郵送
- ※方法書の手続きとは➡事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(どのようなこと (項目)をどのよう(手法)に調べるのか)を記載した「方法書」を作成し、公表します。 住民、市長及び知事がこの「方法書」に対して環境の保全の見地から意見を述べ、事業者はこれらの意見を踏まえて環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を行います。

# 3.8万㎡の盛土の影響で雨水排水処理は大丈夫か? 既存立木9割伐採で景観に悪影響を及ぼす恐れ!

### 伊豆スカイラインC. C. 発電所計画大規模な変更を計画

伊豆スカイラインC. C. 発電所の設置を計画する㈱ブルーキャピタルマネージメント(以下「B CM」)は、6月26日の説明で、「事業区域拡大の検討、新たに約9haの伐根・造成工事を計画する、発生する3万8千㎡の土砂は区域内に盛土する」等、県に提出した第2種事業届書の内容の大幅な変更を計画、検討しています。変更内容は、盛土による排水への影響、景観への影響等、私たちの生活と環境に重大な影響を与えかねない問題です。以下、事業計画変更概要です。

## 〈事業計画見直し・検討内容の概要〉

項目	事業届出・当初説明(昨年8月説明)	本年 6 月 26 日説明
伐根	伐根・造成等はせず現状の地形を最	事業地内の立木は1割のみ残置、その他の
・造成工事	大限利用する。	立木を伐採・伐根し約 9ha の造成工事を行
		う(管理道路等築造に伴う造成工事は不明)
残土処理	地盤の改変工事を実施しないので、	調整池工事で発生する 3.8 万㎡ (熱海の盛
	土砂の搬入、搬出はない。	土問題に匹敵?)の残土は事業地区内に埋め
		戻す(管理道路等築造に伴う残土処理は不
		明)
調整池	(伐根・造成等はせず現状の地形を	3つの調整池の規模は、合計で 2.24ha。
	最大限利用するが)パネル設置によ	(当初計画と同様か否か不明。 <u>新たに、9ha</u>
	る雨水排水の流出が早まること、近	の造成工事、3.8万㎡の残土の盛土、管理
	年の温暖化による大雨を考慮し、3	用道路の築造に伴い発生する残土?、事業
	つの調整池を設置。	区域拡大による影響を想定した調整池か不
		明。
事業規模	・面積 31.5ha(伊豆スカイライン	・市の土地利用指導要綱に基づき太陽光パネ
	C. Cのアウトコース)	ルネル設備を事業区域面積の 75%以内とす
	・発電出力 40MW	る為、現状の事業区域規模では 10 万枚設
	・パネル 10万枚	置設置できないので、 <u>事業区域の拡大</u> を検
		討。
		・発電出力 40MWは確保。